

肢体不自由児施設

当センターの肢体不自由児施設は、四肢・体幹に変形、あるいは機能障害を持つお子さまが入所して、整形外科的治療、機能訓練（リハビリテーション）を行いながら、学校教育を受けられます。

スタッフは集団生活の良さを生かしながら、学校教育や治療訓練、生活支援を通じて児童が自信を持って地域で生活ができるように支援しています。

入所対象者

当センターの整形外科外来の診察で、長期に渡り入所しての治療、手術及び訓練が必要と診断された方です。

サービス内容

①疾病の治療②看護③医学的管理の下における食事、排泄、入浴等の介護④日常生活上の相談支援、助言⑤身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練⑥レクリエーション活動の社会参加活動支援⑦コミュニケーション支援などです。

入所手続き

- ①当センター整形外科を受診し、入所の必要性・目的・医療内容について同意を得られたら、施設の見学及び入所の説明を受けます。
- ②児童相談所へ連絡し、支給申請及び手続きをします。
- ③支給決定・受給者証の交付を受け、当施設と書面にて利用契約を結びます。

入所に要する費用

・世帯の所得に応じて負担上限月額が設定され、障害児施設給付費（入所給付・医療給付）の利用者負担額をお支払いしていただきます。

医療部門

一般病院では対応が難しい小児整形外科疾患に対して、他科と連携し、併設された学校に通いながらリハビリテーションや手術を含め、総合的に治療を行っています。

看護部門

24時間お子さまの生活に関わり、事故防止、感染防止に努め、安全な環境で手術を含めた治療やリハビリテーションが受けられるように援助しています。また、他の職種と連携して、一人ひとりのQOLの維持・向上を目指してお子さまやご家族の生活支援を行います。さらに安心して在宅での継続療養ができるように外来・保健師・訪問看護ステーションと連携をとっています。

生活支援部門

生活支援課の児童指導員及び保育士が担当し、日常生活全般を支援しています。幼児保育をはじめとして個別支援、食事や入浴の介助、誕生会や夏祭り、おもちゃつき大会などの行事を企画しています。また、家族支援や児童相談所など関係機関と連携しています。

機能訓練部門

発達支援科の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が担当しています。多くのお子さま達は、手術、治療を目的としていますので、手術前後の評価や治療、移動・食事・トイレ・着脱等の日常生活能力の改善、獲得を目指して機能訓練を受けています。理学療法（PT）作業療法（OT）は機能面だけでなく、人としての成長を援助するため、医師・看護師・児童指導員・保育士・教師とのチームでのアプローチも行っています。また自助具・装具・車・車椅子などの作成にも関わります。

交通案内



- 京浜急行「弘明寺駅」、JR「東戸塚駅」、JR「戸塚駅」より神奈川中央交通バス「こども医療センター」経由をご利用下さい。

道路案内図



- できるだけ公共機関のご利用をお願いします



地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

神奈川県立こども医療センター

肢体不自由児施設



〒232-8555 神奈川県横浜市南区六ッ川 2-138-4

TEL 045-711-2351 FAX 045-721-3324

生活支援課 内線 2701・2715

ナースステーション 内線 2704・2705

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/byouinn/kodomo/>